

令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時の食事療養費が見直され、令和7年4月1日より下記の通り施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[入院時1食あたりの負担額]

区 分		令和7年3月31日まで	4月1日から
①	一般の方	490円	➡ 510円
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	過去1年間の入院期間が90日以内	230円 ➡ 240円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円 ➡ 190円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の方	110円	➡ 110円 (変更なし)

※住民税非課税の方につきましては、限度額適用・標準負担額減額認定証で確認させていただきます。窓口へご提出ください。なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です。